

北海道水産林務部森林土木共通仕様書（令和2年4月版）の制定概要について

北海道水産林務部
総務課 管理グループ

はじめに

北海道水産林務部森林土木工事共通仕様書の「平成31年4月版」を一部改定し、「令和2年4月版」として、令和2年4月1日以降に入札する請負工事から適用することとしました。

改定内容

「令和2年4月版」の主な改定内容は、次のとおりです。

○ 適用すべき諸基準（文献名及び発行年月日）等を見直すとともに、それらの記述との整合性を図りました。（全般）
○ 誤解の招く恐れのある表現の解消や記載内容の明確化を図りました。（全般）
○ コリンズへの登録に関する記載を修正しました（1-8総則5）
○ 安全に関する研修・訓練等の実施状況を記録した資料等について、検査時の提出を不要とした。（1-10総則14）
○ 標準様式等について、書類の簡素化の観点から修正・削除しました（建設部の様式と統一化など）（1-55総則27、総則31～35）
○ 品質を証明する書類について検査時の提出を要しない等の取扱いを追加しました（2-2-1材1～2）
○ 植生工（吹付）の配合等について記載を追加しました（2-11-14材48～53）
○ コンクリートの養生、施工継目、鉄筋組立て、寒中コンクリートの養生期間に関する注意点等の記載を追加しました。（4-3～6コ8～18）
○ 工事旬報の押印を廃止しました（第2編4施管4）
○ 臨場で段階確認を実施した場合、出来型管理写真の撮影を省略することとしました（第2編7-4施管113）
○ デジタル工事写真の小黑板情報電子化について記載を追加しました（第2編7-10施管114～115）
○ 管理データ様式について、書類の簡素化の観点から廃止及び自由化を行いました。（建設部の様式と統一化など）（第3編5）
○ 「建設機械施工安全技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」について、改正内容を反映しました。（第3編7、8）

注意事項

工事を施工するに当たっては、契約図書である共通仕様書の該当項目を必ず確認の上、実施願います。

適用年月日

令和2年4月1日以降に入札する請負工事から適用します。